

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

穀物のわら及び飼料用乾草関係

【オーストリアから日本向けに輸出される穀物のわら及び飼料用の乾草の輸入検査の保留について】

農林水産省植物防疫課から下記の情報提供があったのでお知らせします。

今般、当局動物衛生課から、ハンガリーにおいて口蹄疫の発生が確認され、その制限区域にオーストリア領が含まれることを受け、家畜伝染病予防法に基づき、同病の我が国への侵入防止に万全を期することとした旨の連絡がありました。

同課からは、原産国がオーストリアである穀物のわら等の輸入検査申請が植物防疫所にあった場合には、輸入検査を保留し、輸入される空海港を管轄する動物検疫所に情報提供を行ってほしい旨の協力依頼がありました。

このため、植物防疫所に下記の対象品目の輸入検査申請があった際は、輸入検査を保留し、その情報を当該空海港を管轄する動物検疫所に提供することとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、このことについて貴協会会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 輸入検査保留の開始日 令和7年3月27日
- 2 輸入検査保留の対象品目
 - ① 原産国がオーストリアである穀物のわら及び飼料用の乾草(原産国がオーストリアであって、第三国から日本向けに輸出されるものを含む。)
 - ② 原産国がオーストリアである穀物のわら及び乾草が使用された飼料(乾草を使用したペレット、キューブ、配合飼料等)(原産国がオーストリアであって、第三国から日本向けに輸出されるものを含む。)
 - ③ ①又は②に該当するか判断に苦慮する品目

以上

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫担当）

オーストリアから日本向けに輸出される穀物のわら及び飼料用の乾草の
輸入検査の保留について

平素より植物検疫への御理解と御協力をいただきありがとうございます。

今般、当局動物衛生課から、ハンガリーにおいて口蹄疫の発生が確認され、その制限区域にオーストリア領が含まれることを受け、家畜伝染病予防法に基づき、同病の我が国への侵入防止に万全を期することとした旨の連絡がありました。

同課からは、原産国がオーストリアである穀物のわら等の輸入検査申請が植物防疫所にあった場合には、輸入検査を保留し、輸入される空海港を管轄する動物検疫所に情報提供を行ってほしい旨の協力依頼がありました。

このため、植物防疫所に下記の対象品目の輸入検査申請があった際は、輸入検査を保留し、その情報を当該空海港を管轄する動物検疫所に提供することとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、このことについて貴協会会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 輸入検査保留の開始日
令和 7 年 3 月 27 日
- 2 輸入検査保留の対象品目
 - ① 原産国がオーストリアである穀物のわら及び飼料用の乾草（原産国がオーストリアであって、第三国から日本向けに輸出されるものを含む。）
 - ② 原産国がオーストリアである穀物のわら及び乾草が使用された飼料（乾草を使用したペレット、キューブ、配合飼料等）（原産国がオーストリアであって、第三国から日本向けに輸出されるものを含む。）
 - ③ ①又は②に該当するか判断に苦慮する品目

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫担当）

オーストリアから日本向けに輸出される穀物のわら及び飼料用の乾草の
輸入検査の保留について

平素より植物検疫への御理解と御協力をいただきありがとうございます。

今般、当局動物衛生課から、ハンガリーにおいて口蹄疫の発生が確認され、その制限区域にオーストリア領が含まれることを受け、家畜伝染病予防法に基づき、同病の我が国への侵入防止に万全を期することとした旨の連絡がありました。

同課からは、原産国がオーストリアである穀物のわら等の輸入検査申請が植物防疫所にあった場合には、輸入検査を保留し、輸入される空海港を管轄する動物検疫所に情報提供を行ってほしい旨の協力依頼がありました。

このため、植物防疫所に下記の対象品目の輸入検査申請があった際は、輸入検査を保留し、その情報を当該空海港を管轄する動物検疫所に提供することとしましたので、お知らせいたします。

つきましては、このことについて貴協会会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 輸入検査保留の開始日
令和 7 年 3 月 27 日
- 2 輸入検査保留の対象品目
 - ① 原産国がオーストリアである穀物のわら及び飼料用の乾草（原産国がオーストリアであって、第三国から日本向けに輸出されるものを含む。）
 - ② 原産国がオーストリアである穀物のわら及び乾草が使用された飼料（乾草を使用したペレット、キューブ、配合飼料等）（原産国がオーストリアであって、第三国から日本向けに輸出されるものを含む。）
 - ③ ①又は②に該当するか判断に苦慮する品目